

くり

建へ加速!

9月定例会は、9月11日から19日まで、9日間にわたって開かれました。

財政健全化判断比率などの報告3件、震災復興土地区画整理事業施行条例などの一般議案8件、補正予算9件について審議を行い、全て原案のとおり可決しました。平成24年度決算9件については決算特別委員会を設置

山田地区・大沢地区は27年度から

東日本大震災で被災した山田地区、大沢地区の土地区画整理事業の施行に関する条例が提案され、全員賛成で可決しました。

この条例は、事業の範囲、土地区画整理審議会の設置、換地を定める際に基準となる従前の宅地地積の決定方法、換地に伴う清算方法などを定めたものです。

山田・大沢の両地区で27年度から住宅建築できるような事業を進めていきます。主な質疑は、次のとおりです。

問 土地区画整理審議会の役割は。

阿部建設課長 換地計画や仮換地の指定、減価補償金の交付について意見を述べ

たり、評価員の選定について同意をしたりすることなどである。

問 審議会委員はどのように決められるのか。

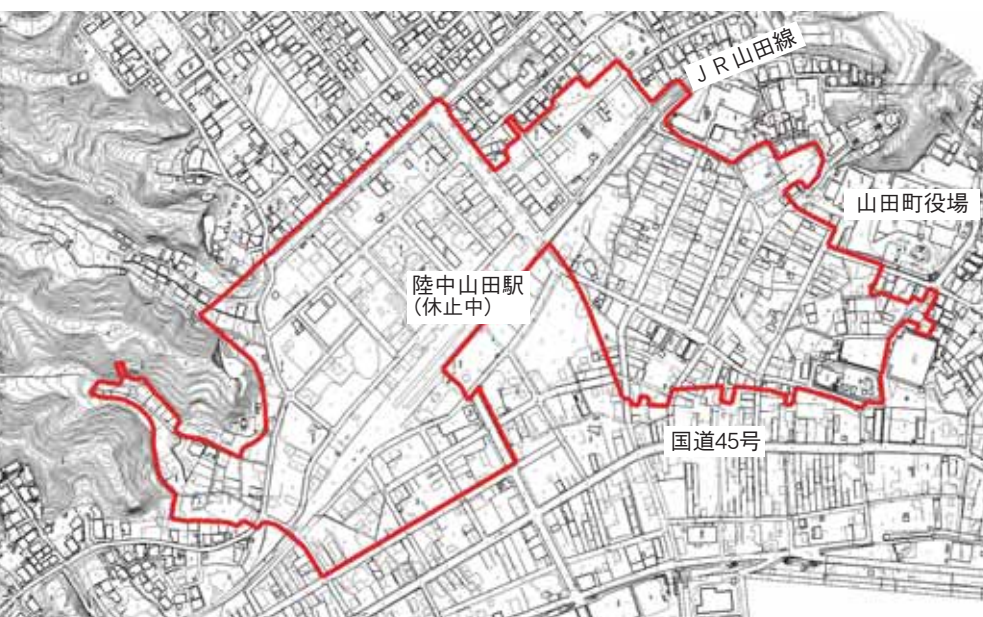
阿部建設課長 事業区域内の宅地の所有者、区域内の宅地の借地権を有する人の中から選挙で選ばれる。

問 事業実施中に委員が任期満了となった場合の対応は。

阿部建設課長 事業の進行状況により任期を延長する可能性もあるが、基本的には再選挙を行う。委員会は事業終了に伴い解散する。

(こ) (と) (は)

【地積】 不動産登記法上の一筆の土地の面積



山田地区 区画整理区域の計画図

して審議し、全て原案のとおり認定しました。

一般質問(11件、15頁に掲載)には6人が登壇。PO問題や復興事業、産業の復興、仮設住宅に関することなど、活発な議論が行われました。

その他、請願1件を採択し、議員から提出された議案2件を原案のとおり可決しました。